

## 近隣自治体における最終処分に係る県外物に対する規制の状況

自治体名	県外物搬入事前協議制度		県外物搬入上限量の設定(根拠)	備考
	制度の有無	制度の根拠		
青森県	あり	条例	原則受け入れない。(内規)	
岩手県	あり	条例	自県(圏)域内の処理を原則とする。(条例)	自県(圏)域とは、岩手県、青森県、秋田県をいう。
宮城県	あり	要綱	上限量設定なし。	施設設置許可時の事業者の維持管理計画で受入物を県内物に限定しているため、実質受け入れなし。
仙台市	あり	要綱	上限量設定なし。	事前協議は搬入量5t/月以上(特定有害は下限なし)から必要。
秋田県	あり	条例	従来から受け入れしていた分は認めるが、新規は自粛させる。(内規)	
山形県	あり	要綱	2割まで(山形県循環型社会計画)	
福島県	あり	条例	2割まで(福島県廃棄物処理計画)	
茨城県	あり	条例	上限量設定なし。	
栃木県	あり	要綱	上限量設定なし。	
群馬県	なし	—	—	
埼玉県	あり	要綱	上限量設定なし。	現在稼働している処分場がないため、実質受け入れなし。
千葉県	あり	要綱	75%まで(内規)	H20年度までは50%だったが、経済状況を鑑みてH21年度見直しにより緩和した。
新潟県	あり	条例	上限量設定なし。	